

## 「有明北地区まちづくりマスタープラン」の一部見直し 概要

### 「有明北地区まちづくりマスタープラン」

有明北地区は、臨海副都心内の 1 地区であり、臨海副都心全体の計画については、「臨海副都心まちづくり推進計画」によるが、民間地権者を多く含む当地区では、推進計画に定められていない事項につき検討を加え、民間地権者と地元区との協議を踏まえて、当地区の開発にかかわる都の方針として平成 11 年 11 月に策定されている。

### 見直しの趣旨

平成 18 年 9 月の「臨海副都心における土地利用等の一部見直し」により、有明北地区の土地利用等の一部見直しが行われたことから、その趣旨を反映するとともに、開発の進捗状況を踏まえた一部見直しを行う。

### 見直しの内容

#### 1 開発の考え方

##### 住宅を中心とした複合市街地

地区全体で居住機能を強化しながら、業務・商業機能等と居住機能の複合する活力あふれる市街地を形成する。

#### 2 土地利用等の見直し

##### 土地利用方針

有明北地区を 4 つの区域に分け、区域ごとに土地利用方針を整理する。

3 区域は、今回土地利用の見直しを行ったので、反映し見直しを行う。

##### 3 区域西側

区域全体を住・商・業複合の 1 区画とすることで、生活利便施設や文化・レクリエーション機能等を備えた複合的な土地利用を図り“にぎわいのある複合市街地”の形成を図る。

##### 3 区域東側

今後も学校等、公共公益系機能の立地する市街地の形成を図る。

なお、新埋立地（1 区域）がオリンピック選手村予定地になったことにより、オリンピック招致計画との整合性を図り、開発を進めていく。

##### 有明北地区のロード設定

当地区では、まちの骨格となるロードを設定し、そのロードを中心として周辺の整備を誘導し、魅力ある都市環境を創出し、にぎわいやくつろぎの空間を形成していくこととしている。

今回、台場・有明北連絡道路を「メインロード」として位置付けし、歩道状空地の整備を誘導する。これにより沿道にゆとりある歩行者空間を確保し、緑化の推進を図っていく。

##### 公園・緑地の整備

地区全体で必要となる公園をまとまりのある広さで、1 区域東側に位置付ける。公園間を緑のネットワークで結び、有明親水海浜公園との一体的整備を行う。

#### 3 開発フレーム

面積	約 141 ha	居住人口	38,000 人程度	就業人口	14,000 人程度
----	----------	------	------------	------	------------

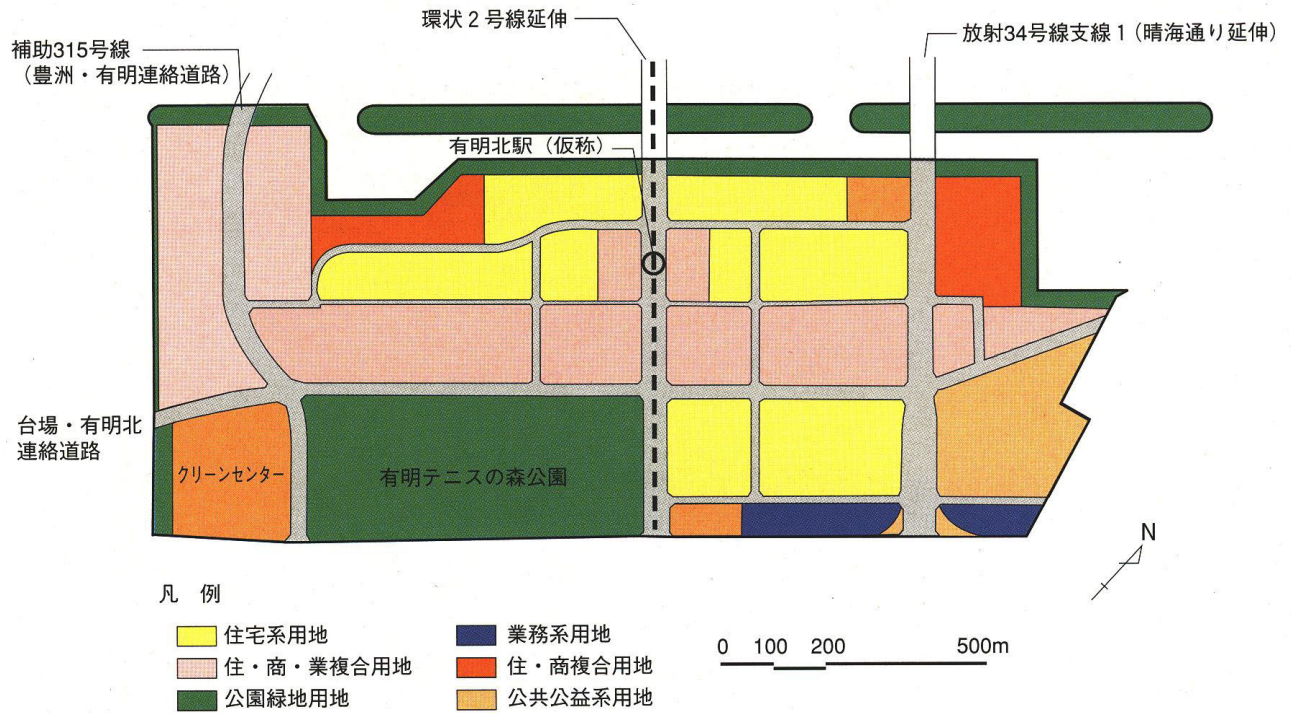
居住人口を 10,000 人増。

#### 4 事業スケジュール

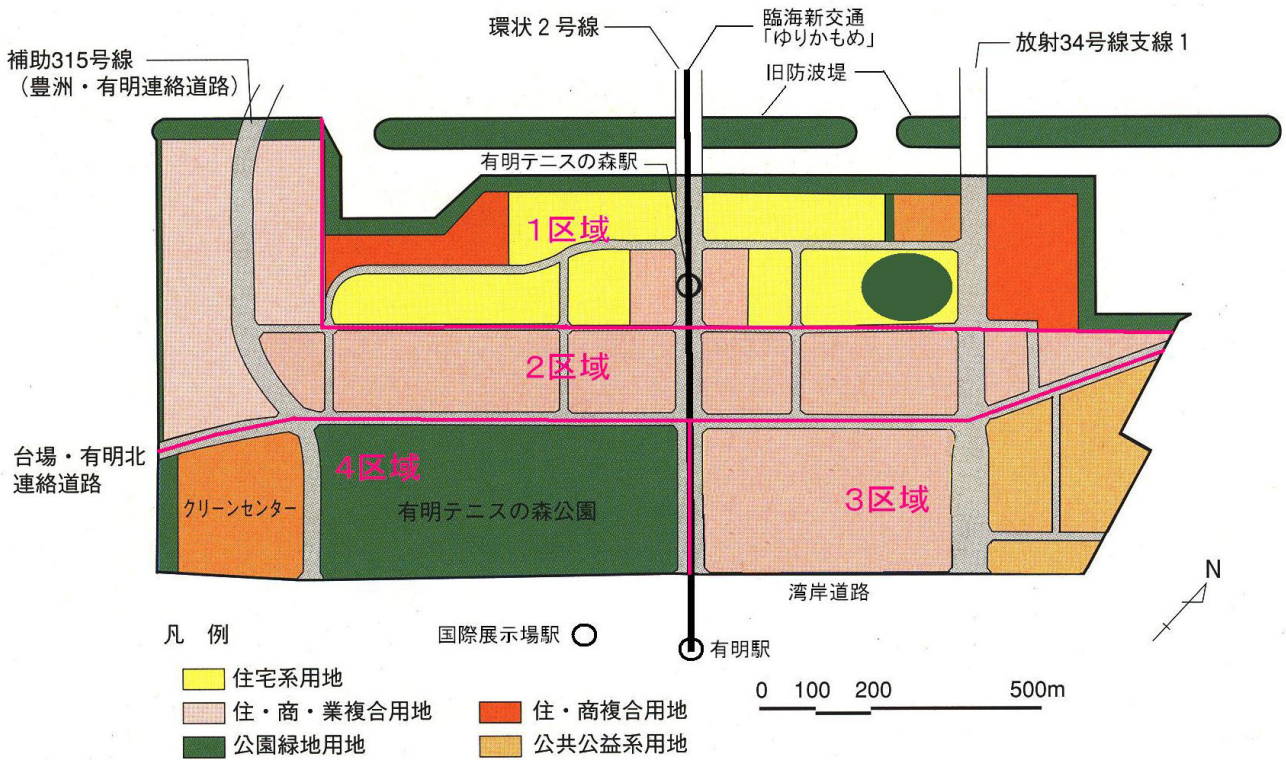
従来、広域交通基盤のみであったのに対して、地域内基盤整備関係の事業スケジュールを追加する。

# 土地利用

## 一部見直し(前)

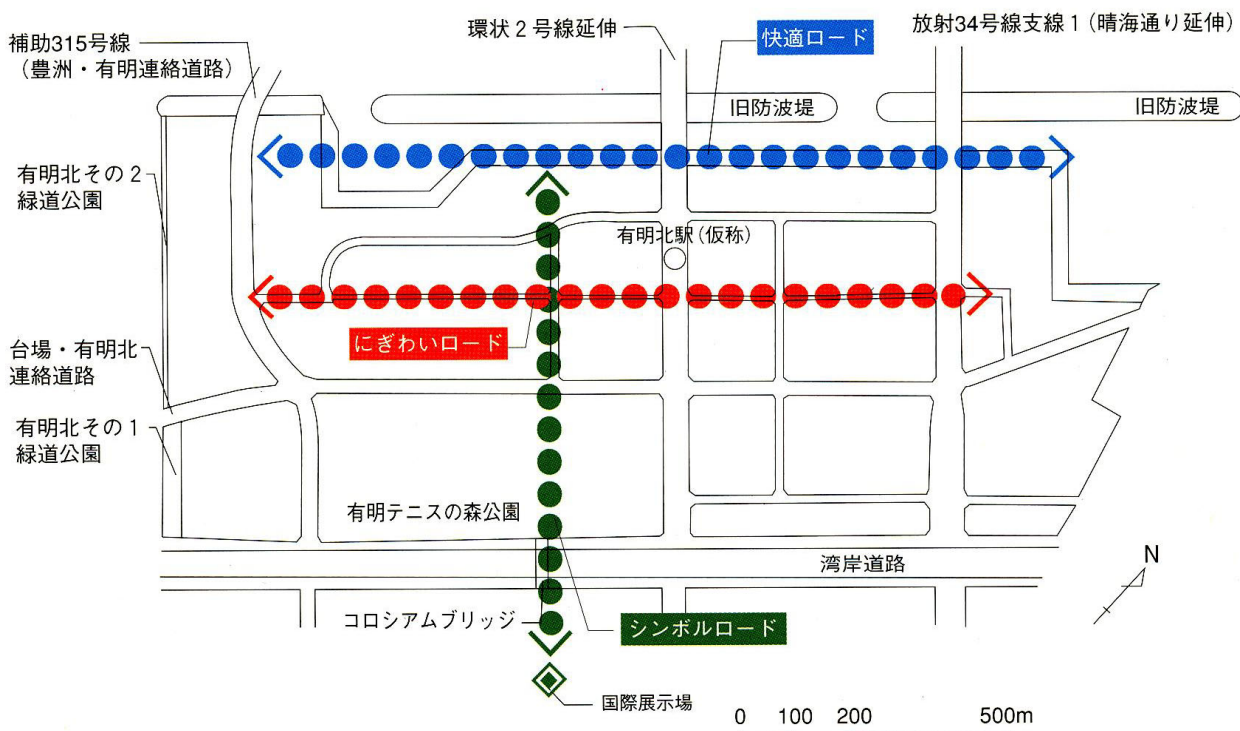


## 一部見直し(後)



# 有明北地区のロード設定

## 一部見直し(前)



## 一部見直し(後)

